

平成28年度臨時福祉給付金

及び障害・遺族年金受給者向け給付金の申請期限が近づいています

10月3日頃から受付を開始しています、平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の申請期限が近づいています。申請書等がお手元に届いている人で、まだ申請手続きがお済みでない人は、早めに申請してください。

■受付窓口

- ・市役所本庁（庁舎裏駐車場仮設プレハブ）
- ・各総合支所総合窓口課
- ・各出張所

■申請受付期限

1月31日☎まで

問合せ先 臨時福祉給付金窓口（地域福祉課）
☎0837(54)1414
☎0837(52)5227

税務課からのお知らせ

あなたの住宅用地はかわっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成28年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成28年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡ください。

償却資産の申告を忘れずに

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）及び個人は、地方税法第383条の規定により平成29年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で、申告書がお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

平成28年中に10KW以上の太陽光発電を開始された人は、償却資産の申告をしてください。

平成28年3月31日までに太陽光発電を開始された人で、申告時に必要な書類の添付があれば、3年間課税標準額が2/3になる特例が受けられます。

平成28年4月1日から12月31日までに自家消費型太陽光発電を開始された人で、申告時に必要な書類の添付があれば、3年間課税標準額が2/3になる特例が受けられます。

◆該当する場合は1月31日☎までに連絡をお願いします。

家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

家屋を新築・増築・改築された場合

平成28年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋（建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む）は、平成29年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税対象となります。

家屋を取り壊された場合

平成28年中に取り壊された家屋は、平成29年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。現地調査を行いますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

平成25年度に地籍調査のあった土地について

平成25年度に地籍調査のあった土地について、平成28年中に登記の完了した筆については、地積や地目の変更がある場合、平成29年度の評価額や税額が変更されています。

問合せ先 税務課 ☎0837(52)5234

平成28年分の確定申告から マイナンバー(個人番号)の記載が必要になります



平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には

マイナンバーの確認書類+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
申告会場へお越しの際は、マイナンバーカード等の証明書類を持参しましょう。
※ご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

■本人が申告される場合

《マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人は…》

マイナンバーカードだけで、確認(マイナンバー確認と本人確認)が可能です。

《マイナンバーカードをお持ちでない人は…》



マイナンバーの確認書類

●本人のマイナンバーを確認できる書類

- ・通知カード
- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書

※マイナンバーの記載があるものに限ります。

いずれか1種類



本人確認書類

●記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
顔写真付証明書であれば1種類、顔写真なし証明書であれば2種類必要です。

【顔写真付証明書】

運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳などの官公庁発行の写真付証明書

いずれか1種類

【顔写真なし証明書】

健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳などの証明書

いずれか2種類

■代理人が申告される場合

委任者の

マイナンバーカード 又は

(マイナンバーの確認書類

+

委任状又は本人確認書類)

+ 申告に来られる人の
本人確認書類

■扶養控除を申告される場合

扶養する人のマイナンバーカード又はマイナンバーの確認書類も併せて持参してください。

※確定申告の詳細(日程等)は、2月号の広報でお知らせします。

問合せ先 税務課 [☎0837(52)5234]

厚狭税務署から確定申告のお知らせ

申告会場は大変混み合います

申告書の作成はご自宅で! 便利で簡単!
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、郵送で提出!!

e-Taxで確定申告をしましょう

ご自宅のパソコンから24時間(3月15日頃まで)確定申告ができます。
詳しくは、下記の国税庁ホームページをご覧ください。

～「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

- ①税務署に出向く必要なし!
 - ②いつでも利用可能!
 - ③自動計算機能!
 - ④前年データの利用可能
- 給与又は公的年金収入の人は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専門画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

厚狭税務署で申告相談を行います

●平成28年分の確定申告相談及び申告書の受付期間(土・日曜日は除く)

所得税及び復興特別所得税 2月16日(金)～3月15日(金)	消費税及び地方消費税 ～3月31日(金)
-----------------------------------	-------------------------

※還付申告は1月から受け付けています。

●相談時間 9時～17時(受付は16時まで)

国税庁ホームページ [☞<http://www.nta.go.jp>]